

修正案（平成31年3月）	修正前（平成30年3月）	備考
<p>第1章 総則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・この章では、この計画の位置づけ等について記載している。 ・この計画は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき作成されるものである。 ・避難が必要となる市町村においては、状況の変化に応じてこの避難計画を修正・変更しなければならない。 </div> <p>1 略</p> <p>2 この計画の位置づけ</p> <p>(1) 計画の使い方</p> <p>この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急防護措置を準備する区域：<u>原子力発電所から概ね30km圏内</u>）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。</p> <p>このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一の事故の際には、<u>曖昧なこと、矛盾したこと、予測できないことが次々と起こる。このため、この計画に固執することなく、状況の変化に応じて修正・変更しなければならない。</u>この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものに適応させて使用する。 ・<u>避難指示後においては、状況が流動的であり先が読めないから、「観察」「状況判断」「決定」「行動」の4活動（ループ）を継続的に素早く繰り返し、対応を迅速に修正していくことが必要である。</u> ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じてUPZ外も含め、その時に必要とされる地域全体を対象とする。 ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。 <p>(2) 計画の準拠</p> <p>この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、<u>防災基本計画</u>、地域防災計画に基づき作成するものであり、この計画に定めのない事項は、これら法令等に準拠する。</p> <p><u>この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた計画と、これ</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 この計画の位置づけ</p> <p>(1) 計画の使い方</p> <p>この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。</p> <p>このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものに適応させて使用する。 <p><u>（新設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じてUPZ外も含め、その時に必要とされる地域全体を対象とする。 ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。 <p>(2) 計画の準拠</p> <p><u>この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた計画と、これに基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画（別紙計画）に区分する。</u></p> <p>この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力</p>	

<p><u>に基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画（別紙計画）に区分する。</u></p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 この計画の改正</p> <p>この計画は、根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓<u>及び新知見</u>を反映し効果的なものとする。</p> <p>第2章 実施要領</p> <p>・この章では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。</p> <p>・この計画の実際の運用にあたっては、この章に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入力し、その状況の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補完修正（<u>自然災害、大規模事故、国民保護事案等が複合的に発生した場合の対策は、これらの災害等に係る計画による対策も含めて現計画を臨機応変修正して行う。</u>）を行い、実際の状況に適切させて運用する。</p> <p>1 状況</p> <p>(1) 地域の特性</p> <p><u>ア 島根地域の避難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2県6市（鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市）が対象でUPZの避難対象者数は約47万人。</u> ・<u>島根県の避難者約10万人が鳥取県内を通過して避難。</u> ・<u>鳥取県の避難者とあわせれば、約8万8千人が弓ヶ浜半島を通過。</u> ・<u>UPZ外の弓ヶ浜半島の付け根部分の米子市街地を約17万3千人が通過。</u> ・<u>弓ヶ浜半島において、島根県避難と鳥取県避難が2度交錯する。</u> ・<u>島根県の主要避難先は県外（広島県、岡山県、鳥取県に予備避難先）である。</u> ・<u>鳥取県の避難先は県内に確保している（避難元地区と避難先自</u> 	<p>災害対策指針、地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めのない事項は、これら法令等に準拠する。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 この計画の改正</p> <p>この計画は、根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓を反映し効果的なものとする。</p> <p>第2章 実施要領</p> <p>・この章では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。</p> <p>・この計画の実際の運用にあたっては、この章に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入力し、その状況の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補完修正を行い、実際の状況に適切させて運用する。</p> <p>1 状況</p> <p><u>(新設)</u></p>	
--	---	--

<p>治体の避難施設との組み合わせができています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所に近い地域からの避難を原則とし、P A Z 避難完了後の U P Z 避難については島根原子力発電所に近い自治体から順次避難を開始し、避難の確実を期す。 <p>イ 地域見積</p> <p>(ア) 地形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路に限られる。 ・東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が 3 つに区分され、移動は主要道路に限られる。 ・東西方向の主要道路は、国道 9 号と山陰道に限られている。 <p>(イ) 気象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季においては、積雪の影響により移動に制限を受けることがある。 <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。 ・避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。 ・弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。 <p>ウ 避難見積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路は主要道路に限られることから、道路交通の確保と円滑な交通が必須である。 ・県外避難のため、交通規制が通常の管轄を超えることから、広域の交通規制・管轄が必要である。 ・島根県避難については、鳥取県の U P Z である弓ヶ浜半島及び U P Z に近接する米子市街地を通過しなければならない。 ・U P Z に近接して米子市街地が存在し、島根県と鳥取県の避難が交錯集中する隘路となることから避難経路については U P Z と一体的に整備、統制することが必要。 <p>エ 避難上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく 2 本（国道 431 号、県道 47 号米子境港線）に限られることから、避難車両を必ず円滑に通過させる対策が必要である。 ・弓ヶ浜半島では、避難経路は、大きくは、平行する 2 本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。 ・米子鬼太郎空港付近で、2 本主要避難道路が近接する。 ・海側道路（国道 431 号）は、地震時に津波の影響を受けるお 		
---	--	--

それがある。

・並行する 2 本の道路をつなぐ道路（肋骨道路）がないため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来す。

(2) 島根原子力発電所の状況

ア・イ 略

ウ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対 応
警戒事態 (EAL 1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、県は中国電力から「警戒事態」発生連絡を受けた。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 県は、国から連絡体制の確立等の要請を受けた。 県は、注意喚起、観光客等への一時滞在者への帰宅呼びかけを実施した。 <p>(以下 略)</p>

エ 防護措置

(7) 緊急事態における対応

施設敷地緊急事態 (EAL2) となった段階で、UPZ 圏内に対して国から屋内退避準備の指示が出され、全面緊急事態 (EAL3) となった段階で、屋内退避の指示が出される。UPZ 圏内の住民等は当該指示に基づき、屋内退避を実施する。

(4) 放射性物質の放出後

高い空間放射線量率が計測された地域において、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。

また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。

オ 避難等

(基本方針)

原子力災害時における UPZ 内の避難等について、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、OIL に基づき対象区域を特定し、避難又は一時移転等の指示が出される。

また、原子力災害対策重点区域全体に避難が必要となった場合

(1) 島根原子力発電所の状況

ア・イ 略

ウ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対 応
警戒事態 (EAL 1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、県は中国電力から「警戒事態」発生連絡を受けた。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 県は、国から連絡体制の確立等の要請を受けた。 県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。 <p>(以下 略)</p>

エ 防護措置

(新設)

高い空間放射線量率が計測された地域において、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。

また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。

オ 避難

原子力災害対策重点区域全体に避難が必要となった場合、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行う。

は、交通渋滞を低減し、円滑な避難を図るため、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行うものとする。

(避難の推移)

- ・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難が実施される。UPZについてはEALに基づく屋内退避の後、OILに基づきUPZ全域に避難指示が出され、段階的避難が実施される。

（以下 略）

(3) 複合災害時の対策

県は、地震、津波、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生可能性を認識し、避難をはじめとした防護措置の迅速かつ的確な実施を行わなければならない。この際、人命の安全確保を最優先とする観点から、これら複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処していかなければならない。

ア 避難経路、避難手段、避難先の多重化

- ・避難経路の情報収集による避難経路の変更または迂回の早期判断
- ・集避難車両通行のための道路啓開、応急復旧等
- ・自家用車の使用が困難な場合の避難バスの確保
- ・車両による避難が困難な場合における実動組織による住民避難
- ・避難所の再調整、県内の予備避難先の利用、県外避難先の確保

イ 災害対応の要員、資機材の確保

- ・災害対応の限られたリソースを災害ごとの適切な配分と外部に支援を早期に要請する

ウ 複合災害時の避難・屋内退避

- ・人命の安全確保を最優先に、自然災害（地震、津波、暴風雪等）に対する避難等を優先して、自宅や指定緊急避難場所等において屋内退避を行う。

エ 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

- ・屋内退避が適切に行えるように、住民への備蓄の普及啓発、物資等の備蓄、物資融通体制の整備を行う。

オ 複合災害対応の強化

- ・情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、複合災害対応を一元化する。
- ・避難開始後は、状況の変化に応じて避難計画を修正・変更するためのループ型の意志決定を行う。

(4) 鳥取県の対応

ア UPZ避難

EAL又はOIL等に基づき、国又は県・市からUPZ全域

- ・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難が実施される。UPZについてはEALに基づく屋内退避の後、OILに基づき避難指示が出され、段階的避難が実施される。

（以下 略）

(新設)

(2) 鳥取県の対応

ア UPZ避難

EAL又はOIL等に基づき、国又は県・市からUPZ全域の

<p>の避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。 段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。</p> <p><u>なお、当該</u>区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。</p> <p>（以下 略）</p> <p>イ 避難シナリオ</p> <p>(ア) 避難のパターン</p> <p>島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOIL等に基づき国又は県・市からの避難指示によりUPZ全域の避難が開始されたものとする※。</p> <p>島根県民の避難者の受け入れが必要な場合、島根県知事からの要請に基づき受け入れを行う。</p> <p>（以下 略）</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 避難誘導</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市避難誘導計画による住民の誘導</p> <p>米子市及び境港市は、<u>一時集結所に避難誘導員を配置するなど、避難誘導準備を行う。</u></p> <p><u>また、</u>県から配車を受けたバスを市避難誘導計画に基づき一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民を誘導し、バスに乗車させる。</p> <p>オ 避難手段</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 陸路</p> <p>a、b 略</p> <p>c 福祉車両（公共輸送）</p> <p><u>避難行動要支援者</u>等の避難に使用</p> <p>(ウ) 鉄道（公共輸送）</p> <p>列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の<u>一時滞在者</u>の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。</p> <p>※<u>駅等において、</u>列車の運行情報を利用者に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。</p> <p>※<u>外国人の避難が容易になるように、外国語等による情報提供</u></p>	<p>避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。 段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。</p> <p><u>弓浜半島内のUPZのこの</u>区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。</p> <p>（以下 略）</p> <p>イ 避難シナリオ</p> <p>(ア) 避難のパターン</p> <p>島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOIL等に基づき国又は県・市からの避難指示によりUPZ全域の避難が開始されたものとする※。</p> <p>島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの<u>避難者の受入</u>要請に基づき受け入れを行う。</p> <p>（以下 略）</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 避難誘導</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市避難誘導計画による住民の誘導</p> <p>米子市及び境港市は、県から配車を受けたバスを市避難誘導計画に基づき一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民を誘導し、バスに乗車させる。</p> <p>オ 避難手段</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 陸路</p> <p>a、b 略</p> <p>c 福祉車両（公共輸送）</p> <p><u>要配慮者</u>等の避難に使用</p> <p>(ウ) 鉄道（公共輸送）</p> <p>列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。</p> <p>※列車の運行情報を利用者に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。</p>	
---	--	--

を行う。
 JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）
 (エ) 略
 (オ) 空路
 航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な避難行動要支援者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用する。
 （以下 略）
(カ) 複合災害時における避難手段
自家用車の利用が困難なときは、バスを手配する。車両による避難が困難な場合は補完的手段を準備するが、なお、確保が困難な場合は実動組織による避難を要請する。
 （鉄道、海路、空路の特性）

輸送手段	特性	
	メリット	デメリット
鉄道 （JR境線）	略	略
海路 （船舶）	<ul style="list-style-type: none"> 大量輸送が可能 渋滞の影響を受けない 一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えがない タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能 	<ul style="list-style-type: none"> 海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担（船酔い）が大きい。 船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。<u>（海上自衛隊護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要）</u> 地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要。 津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない。

JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）
 (エ) 略
 (オ) 空路
 航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な要配慮者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用する。
 （以下 略）
（新設）
 鉄道、海路、空路の特性）

輸送手段	特性	
	メリット	デメリット
鉄道 （JR境線）	略	略
海路 （船舶）	<ul style="list-style-type: none"> 大量輸送が可能 渋滞の影響を受けない 一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えがない タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能 	<ul style="list-style-type: none"> 海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担（船酔い）が大きい。 船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。<u>（護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要）</u> 地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要。 津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない。

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成31年3月11日

空路 （航空機、ヘリコプター）	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない ・ヘリは、避難退域時検査会場の近隣に離着が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候（雷雨等）の影響を受ける（特にヘリコプターは影響を受けやすい）。 ・自衛隊機等は、国において運用統制が図られる。 ・確保が限定的である。 	空路 （航空機、ヘリコプター）	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない ・ヘリは、避難退域時検査会場の近隣に離着が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候（雷雨等）の影響を受ける（特にヘリコプターは影響を受けやすい）。 ・自衛隊機等は、国において運用統制が図られる。 ・確保が限定的である。 ・ヘリは、搭乗可能数が少なく（5名程度）、大量輸送を行うことができない。
カ 避難経路 (7)略 <u>(イ)複合災害時における避難経路の変更等</u> <u>大規模な通行止めには際しては、経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。</u> <u>a 国道431号</u> <u>早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。</u> <u>b UPZ内</u> <u>避難車両を道路状況に応じて、県道米子境港線（県道47号）、県道米子空港境港停車場線（県道285号）、国道431号に誘導する。</u> <u>c UPZ外</u> <u>避難車両を道路状況に応じて、米子自動車道と国道181号に振り分ける。</u> (ウ) 避難経路図（概要） （参考：避難経路）	<u>(大型ヘリの特性)</u> <u>大型ヘリの場合は50名以上の搭乗が可能</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリの機種によっては、搭乗可能数が少なく（5名程度）、大量輸送を行うことができない。 ・大型ヘリの場合は、離着陸可能な場所が限定される。 	カ 避難経路 (7)略 <u>(新設)</u> (ウ) 避難経路図（概要） （参考：避難経路）	<u>(新設)</u>	
経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→（米子 JCT）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 	経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→（米子 JCT）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 		
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口 	経路 2	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（米子 		

	<p>IC、江府 IC) → (蒜山 IC) → 国道 482 号 → 国道 313 号</p>		<p><u>南・中 IC) → (米子 JCT) → 国道 181 号</u> → (溝口 IC、江府 IC) → (蒜山 IC) → 国道 482 号 → 国道 313 号</p>	
<p>経路 3</p> <p>キ〜ク 略</p> <p><u>(5) 予備的避難地域</u></p> <p><u>鳥取県内の計画上の避難先（県東部及び中部）が使用できない場合及び鳥根県において、災害の状況により鳥根県の計画どおりに避難ができなくなり、要請があった場合に、次の鳥取県内の予備的避難地域において避難者を受け入れる。</u></p> <p><u>この地域における避難者の受け入れについては県が調整を行う。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>(6) 情報の伝達と収集</u></p> <p>ア〜イ 略</p> <p><u>ウ 情報の収集</u></p> <p><u>避難は、時間的余裕がなく、状況の変化が急激で、しかも不確実であるから、変化の兆候を迅速に捉え、変化を予測し、変化に対して機敏に適応しなければならない。</u></p> <p><u>このため、情報の収集により、使用する避難経路の確定のための道路等の被害情報の早期把握と、避難開始後の円滑な避難のための道路渋滞状況等の把握を行わなければならない。</u></p> <p><u>情報収集にあたっては、道路被害や交通状況などの「生情報」をわかりやすく整理した「情報資料」とし、これを分析・評価して信頼性・重要性・適時性を評価した「知識」情報とする。</u></p> <p><u>さらに、これに予測・判断を行い「理解」情報とし、計画と実際のギャップがあれば、計画を修正・変更して対応する。</u></p> <p>エ 緊急時モニタリング</p> <p>県は、<u>国が設置する EMC に参画し、緊急時モニタリング実施計画によりモニタリングを実施するとともに、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。</u></p> <p>緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。</p> <p>オ 位置情報</p>		<p>経路 3</p> <p>キ〜ク 略</p> <p><u>(3) 島根県からの避難住民等の受け入れ</u></p> <p><u>ア 避難シナリオ</u></p> <p>鳥根県において、災害の状況により鳥根県の計画どおりに避難ができなくなり、要請があった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。</p> <p><u>イ 避難受入対象地域</u></p> <p><u>いずれも UPZ 圏外</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>(4) 情報の伝達と収集</u></p> <p>ア〜イ 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>エ 緊急時モニタリング</p> <p>県は、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。</p> <p>緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。</p>		

(ア)～(ウ) 略

2 避難実施の考え方**(1) 方針**

県は、住民等の被ばくを防止するため、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、避難行動要支援者要配慮者等に配慮する。

UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの危険性を防止する。

また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

(2) 略**(3) 防護措置等****ア 防護措置**

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ただし、屋内退避指示が出されている中で、<u>地震</u>など自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。 一方で、<u>大雪や台風</u>など避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示す

2 避難実施の考え方**(1) 方針**

県は、住民等の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、等に配慮する。

UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの危険性を防止する。

また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

(2) 略**(3) 防護措置等****ア 防護措置**

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ただし、屋内退避指示が出されている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。 一方で避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。

<p>以下略</p>	<p>る場合がある。 以下略</p>	<p>以下略</p>	<p>以下略</p>
<p>イ 略</p> <p>(4) 防護措置等の実施要領</p> <p>ア 避難準備段階</p> <p>(ア) 方針</p> <p>県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。</p> <p>また、島根県が行う P A Z 避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 指揮命令活動</p> <p><u>流動する状況の変化に即応するため「偵察(状況の把握)」「状況判断(状況の理解、行動方針の案出、行動方針の分析)」「決定」「行動」の活動を継続的に何回も繰り返し、対応を決定していく。この際、スピードと柔軟性を重視する。</u></p> <p>・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始</p> <p><u>国と協力しての「初動対応の指示案施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針」等の作成に対する検討と意見の提出</u></p> <p>b 住民避難及び一時移転</p> <p>※優先避難の検討（乳幼児とその家族、その他<u>避難行動要支援者</u>等）</p> <p>イ 避難段階</p> <p>(ア) 方針</p> <p>県は、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。</p> <p><u>UPZ 全域に避難指示が出された場合</u>の避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 略</p> <p>b 避難を行うまでの間は、屋内退避を実施</p> <p>c 略</p> <p>d 原子力災害医療</p>		<p>イ 略</p> <p>(4) 防護措置等の実施要領</p> <p>ア 避難準備段階</p> <p>(ア) 方針</p> <p>県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。</p> <p>また、島根県が行う P A Z 避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 指揮命令活動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始</p> <p>国の「<u>初動対応の指示案</u>」に対する<u>検討と意見の提出</u></p> <p>b 住民避難及び一時移転</p> <p>※優先避難の検討（乳幼児とその家族、その他<u>要配慮者</u>等）</p> <p>イ 避難段階</p> <p>(ア) 方針</p> <p>県は、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。</p> <p>避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 略</p> <p>b <u>段階的な</u>避難を行うまでの間は、屋内退避を実施</p> <p>c 略</p> <p>d 原子力災害医療</p>	

<p>・被ばく 傷病者等 を指定された原子力災害拠点病院へ搬送</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 復帰段階（中期対応段階）</p> <p>(7) 方針</p> <p>県は、国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰に係る業務を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。</p> <p>あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。</p> <p>復帰段階は、その時の状況によるところが大きいいため、この計画では、大綱にとどめる。</p> <p>(イ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(5) 避難実施</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難先</p> <p>国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、要避難市はUPZ内の住民等を県東部・中部地域に段階的に避難（UPZ内全域で避難指示が出された場合は、段階的避難を実施）させる。（「6 避難先一覧表」参照。）</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所で行う（「6 避難先一覧表」参照。）。</p> <p>段階的避難を行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、県の調整と統制に基づき、県外避難を実施する。</p> <div data-bbox="190 1037 996 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・入院患者等の避難行動要支援者等を受け入れる施設が県内で不足するとき ・略 </div> <p>ウ～キ 略</p> <p>(6) 避難の優先</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象者</p> <p>(7) 略</p>	<p>・被ばく 患者 を指定された原子力災害拠点病院へ搬送</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 復帰段階（中期対応段階）</p> <p>(7) 方針</p> <p>県は、国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。</p> <p>あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。</p> <p>復帰段階は、その時の状況によるところが大きいいため、この計画では、大綱にとどめる。</p> <p>(イ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(5) 避難実施</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難先</p> <p>国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、市はUPZ内の住民等を県東部・中部地域に段階的に避難させる。（「6 避難先一覧表」参照。）</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所で行う。</p> <p>段階的避難を行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、県外避難を実施する。</p> <div data-bbox="1025 1037 1832 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・入院患者等の要配慮者等を受け入れる施設が県内で不足するとき ・略 </div> <p>ウ～キ 略</p> <p>(6) 避難の優先</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象者</p> <p>(7) 略</p>	
--	--	--

<p>(イ) その他<u>避難行動要支援者</u>（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者等）等については、一般住民等との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。</p> <p>(7) 避難誘導</p> <p>ア 避難情報の伝達（広報）</p> <p>(ア) 県 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、避難途中の住民等に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報板や商業施設等の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供も<u>あ</u>わせて行う。 <p>(イ) 略</p> <p>イ 一時集結所への誘導 市は、<u>避難誘導要領に基づき、一時集結所に避難誘導員を派遣し</u>、一時集結所への避難誘導及びバス等への乗車のための避難誘導を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、避難時の注意事項、その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>(8) 自家用車による避難</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 避難退域時検査等 放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査を行い、避難退域時検査の結果、O I L 4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。 車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置と<u>確実な回収及び保管を行う</u>。 なお、避難先までの間に避難退域時検査を受けることができなかった避難住民等については、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で行う。 また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。 <u>安定ヨウ素剤については、服用の指示等が出ており配布が行われる場合は、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で受領するものとするが、受領する時間がない場合においては、避難経路上にある避難退域時検査会場で受領するものとする。</u>なお、</p>	<p>(イ) その他<u>要配慮者</u>（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者等）等については、一般住民等との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。</p> <p>(7) 避難誘導</p> <p>ア 避難情報の伝達（広報）</p> <p>(ア) 県 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、避難途中の住民等に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報板や商業施設等の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供も<u>あ</u>わせて行う。 <p>(イ) 略</p> <p>イ 一時集結所への誘導 市は、一時集結所への避難誘導及びバス等への乗車のための避難誘導を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、避難時の注意事項、その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>(8) 自家用車による避難</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 避難退域時検査等 放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査を行い、避難退域時検査の結果、O I L 4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。 <u>大型</u>車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置<u>をとる</u>。 なお、避難先までの間に避難退域時検査を受けることができなかった避難住民等については、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で行う。 また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。</p>
---	--

服用については、服用の指示が出ている場合に限る。

カ 避難途中の住民に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民等に対し、支援（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供）を行う。

また、必要に応じてトイレ設備等を設置する。

なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

避難で移動中の住民に対しては、原子力防災アプリや道路標本版等を使用して情報提供する。

キ 略

(9) 公共輸送による避難

ア バス等による避難

(ア) ～(イ) 略

(ウ) 一時集結所から避難所までの輸送

a 略

b バス等の確保

県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国 4 県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。

なお、中国 4 県のバス協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。

おって、上記によっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。

c 略

イ 鉄道による避難

西日本旅客鉄道（株）は、観光客などの一時滞在者及び通勤・通学者などの住民等の移動手段として、可能な限り定期運行を維

カ 避難途中の住民に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民等に対し、支援（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供）を行う。

また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。

なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

キ 略

(9) 公共輸送による避難

ア バス等による避難

(ア) ～(イ) 略

(ウ) 一時集結所から避難所までの輸送

a 略

b バス等の確保

県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国 4 県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。

なお、避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。

c 略

イ 鉄道による避難

西日本旅客鉄道（株）は、観光客などの一時滞在者及び通勤・通学者などの市民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持

<p>持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。 (以下略)</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶・航空機） (ア) 略 (イ) 船舶による避難 (略) 船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや接岸できる港湾施設に限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。<u>この際、第八管区海上保安部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等の専門的助言を得なければならない。</u> なお、漁船による避難については住民等の安全確保の観点から実施しない。</p> <p>(ウ) 航空機による避難 ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い<u>避難行動要支援者</u>等の緊急を要する避難に使用する。</p> <p>(エ) 略</p> <p><u>エ 安定ヨウ素剤の受領</u> <u>安定ヨウ素剤については、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で受領する。</u></p> <p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。 輸送にあたっては、<u>避難行動要支援者</u>等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。</p> <p>(11) 避難行動要支援者等の避難 ア 方針 施設敷地緊急事態発生時の P A Z 避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ U P Z の避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。</p>	<p>するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。 (以下略)</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶・航空機） (ア) 略 (イ) 船舶による避難 (略) 船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや接岸できる港湾施設に限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。 なお、漁船による避難については住民等の安全確保の観点から実施しない。</p> <p>(ウ) 航空機による避難 ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い<u>要配慮者</u>等の緊急を要する避難に使用する。</p> <p>(エ) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。 輸送にあたっては、<u>要配慮者</u>等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。</p> <p>(11) 避難行動要支援者等の避難 ア 方針 施設敷地緊急事態発生時の P A Z 避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ U P Z の避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。</p>	
---	--	--

<p>50km を超える避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないように配慮する。<u>このため、ストレッチャーを必要とする要支援者については、放射線防護対策施設への避難や、状況によっては 30～50 km 圏内の施設利用を検討する（一時避難所）。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</p> <p>また、県は、<u>社会福祉施設や県ハイヤータクシー協会に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両で不足する場合は、中国 4 県ハイヤータクシー協会へ協力を要請する。</u></p> <p><u>なお、中国 4 県のハイヤータクシー協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように、事前に調整を行った上で行うものとする。</u></p> <p><u>おって、上記によっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は、国に要請するものとし、平素から要請の手順等</u>を確立しておく。<u>また、O I L 2 による一時移転においては、県内で準備できる福祉車両による一時移転の方法等</u>について検討しておく。</p> <p>(ウ) <u>前項に記載したもののほか、</u>県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 福祉車両等（<u>ストレッチャー、車いす等</u>）の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。</p> <p>(カ)～(キ) 略</p> <p><u>(ク) 県は避難を支援する者（以下「支援者」という。）の防護措置に留意し、関係周辺市等と連携し、必要に応じて支援者への防護服等の資機材の配布や、支援者の被ばくリスクが高まる場合は自衛隊等の実動組織に応援を要請する等して、支援者に代わって避難行動要支援者の避難に係る支援を行うこと等の対応を実施する。</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ 病院の入院患者の避難</p>	<p>50km を超える避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないように配慮する。状況によっては 30～50 km 圏内の施設利用を検討する（一時避難所）。</p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</p> <p>また、県は、県内で確保可能な福祉車両等を把握し、県内車両で不足する数については、要請の手順を確立しておく。<u>そして、O I L 2 による一時移転においては、県内で準備できる福祉車両による一時移転の方法について検討しておく。</u></p> <p>(ウ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。</p> <p>(カ)～(キ) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ 病院の入院患者の避難</p>	
---	--	--

<p>緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>キ 在宅の避難行動要支援者の避難 米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、<u>民生委員の協力を得る等して</u>避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p>（以下略）</p> <p>ク 外国人の避難 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>駅、観光施設、公共施設等の外国人が立ち寄るところは、多言語で情報を提供する</u> ・ <u>県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、外国人支援インフォメーションセンターを設置する</u> <p>（以下略）</p> <p>ケ 略</p> <p>(12) 児童生徒等の避難 ア 略 イ 避難計画の作成 UPZ内の保育所等（<u>地域型保育事務所、届出保育施設</u>を含む）、幼稚園、<u>認定こども園</u>、小学校、中学校及び高等学校等は、避難計画を作成する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 ア 略</p>	<p>緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の<u>病院等</u>医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>キ 在宅の避難行動要支援者の避難 米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った<u>一次的</u>広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p>（以下略）</p> <p>ク 外国人の避難 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（以下略）</p> <p>ケ 略</p> <p>(12) 児童生徒等の避難 ア 略 イ 避難計画の作成 UPZ内の保育所（<u>認可外保育施設</u>を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等は、避難計画を作成する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 ア 略</p>	
---	--	--

<p>イ 情報伝達連絡 各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。 外国人観光客への情報伝達に当たっては、<u>多言語</u>による案内を行う。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>(14) 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難</u></p> <p><u>ア 地震との複合災害の場合</u> 地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、<u>コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。</u> <u>その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難しているコンクリート屋内退避施設への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要であることから、市町村にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。</u> <u>なお、屋内退避及び避難の実施にあたっては、避難経路の閉塞、地震火災の発生に留意する必要がある、避難を実施する際は、県及び国は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。</u></p> <p><u>イ 津波との複合災害の場合</u> <u>津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。</u> <u>その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 暴風雪等との複合災害の場合</u> <u>OIL基準により避難等が必要な場合であっても、台風、大雪等の暴風雪等により気象庁から警報等が発表され、外出することで命の危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは屋内への避難を優先する。その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難等を行う。</u> <u>なお、台風等に伴う大雨により市町村から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、当該地域の避難住民</u></p>	<p>イ 情報伝達連絡 各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。 外国人観光客への情報伝達に当たっては、<u>英語等</u>による案内を行う。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	
--	---	--

は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。

(15) 大規模計画外避難に対する緊急対応

ア 方針

大規模な計画外の避難が発生した場合に、現地の状況に応じて住民避難路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民等の被ばくを避けるようにする。

イ～ウ 略

(16) 実動機関現地合同調整所の設置

略

3 関係機関の役割

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1～11 略 12. 避難住民等の避難退域時検査、 <u>簡易</u> 除染及び原子力災害医療 13～16 略
米子市、境港市	1～9 略 10. 避難住民の避難退域時検査、 <u>簡易</u> 除染の支援 11 略 12. <u>避難行動要支援</u> 者等の避難体制の整備 13. <u>避難行動要支援</u> 者等の避難支援 14 略
国土交通省 (河川国道 <u>事務所</u>)	1. 輸送路の確保と維持
鳥取県東部広域行政管理組合消防局 鳥取中部ふるさと広域連合消防局 鳥取県西部広域行政管理組合消防局	1～4 略 5. <u>資機材の輸送支援</u>
陸上自衛隊第8普通科	1～2 略

(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応

ア 方針

大規模な計画外の避難が発生してしまった場合に、現地の状況に応じて住民避難路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民等の被ばくを避けるようにする。

イ～ウ 略

(15) 実動機関現地合同調整所の設置

略

3 関係機関の役割

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1～11 略 12. 避難住民等の避難退域時検査、除染及び原子力災害医療 13～16 略
米子市、境港市	1～9 略 10. 避難住民の避難退域時検査、除染の支援 11 略 12. <u>要配慮</u> 者等の避難体制の整備 13. <u>要配慮</u> 者等の避難支援 14 略
国土交通省 (河川国道)	1. 輸送路の確保
鳥取県東部広域行政管理組合消防局 鳥取中部ふるさと広域連合消防局 鳥取県西部広域行政管理組合消防局	1～4 略
陸上自衛隊第8普通科	1～2 略

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成31年3月11日

連隊 <u>陸上自衛隊中部方面へ リコプター隊第3飛行 隊</u> 海上自衛隊舞鶴地方総 監部 航空自衛隊第3輸送航 空隊鳥取地方協力本部	3. <u>要配慮避難行動要支援</u> 者等の車両への 搬送支援 4～5 略	連隊 海上自衛隊舞鶴地方総 監部 航空自衛隊第3輸送航 空隊鳥取地方協力本部	3. 者等の車両への搬送支援 4～5 略
中国電力(株)	1～5 略 6. 避難退域時検査、 <u>簡易</u> 除染等の支援	中国電力(株)	1～5 略 6. 避難退域時検査、除染等の支援
(2) 県庁の各部局等		(2) 県庁の各部局等	
部局名	事務又は業務	部局名	事務又は業務 <u>※上段は、原子力防災対策特有のもの</u>
危機管理局	1～6 略 7. 自衛隊、 <u>海上保安庁</u> との連絡調整 8～9 略	危機管理局	1～6 略 7. 自衛隊、海保との連絡調整 8～9 略
福祉保健部	1 略 2. 避難住民の避難退域時検査、 <u>簡易</u> 除染 3～4 略 5. <u>保健医療福祉</u> 対策本部の設置、管理、 運営 6～11	福祉保健部	1 略 2. 避難住民の避難退域時検査、除染 3～4 略 5. <u>医療救護</u> 対策本部の設置、管理、運営 6～11
生活環境部	1 略 2. モニタリング本部（原子力環境センタ ー・西部総合事務所）の設置、管理、 運営 3～14 略	生活環境部	1 略 2. モニタリング本部（ <u>衛生環境研究所・</u> 原子力環境センター・西部総合事務所） の設置、管理、運営 3～14 略
西部総合事務所	1～11 略	西部総合事務所	1～11 略 <u>12. 庁舎の管理、運用、調査</u>
中部総合事務所	1～3 略 <u>4.</u> 中部管内における避難退域時検査に関 する現地対応	中部総合事務所	1～3 略 <u>4. 庁舎の管理、運用、調査</u> <u>5.</u> 中部管内における避難退域時検査に関 する現地対応
4 避難の支援方法 (1) 物資等の供給 ア 方針 広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得		4 避難の支援方法 (1) 物資等の供給 ア 方針 広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得し	

<p>して供給する。</p> <p>避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せず、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。</p> <p>このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。</p> <p>この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。</p> <p><u>なお、複合災害においては、人命の安全確保を最優先として、自然災害に対する避難等を優先して、屋内退避が行われることがある。このため、屋内退避が適切に行われるように物資の融通、供給を行う。また、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを投入し、後発災害に不足が生じることがないように留意するとともに、外部からの支援を早期に要請する。</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 輸送 ア～カ 略 キ 輸送に関する計画 ア) ～ (イ) 略 ウ) 避難実施要領 米子市及び境港市は、県、警察等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。 作成に当たっては、<u>要配慮者</u>等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。避難指示が発出された場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し、使用する。</p> <p>ク 略 ケ <u>避難行動要支援者</u>等の輸送 (ア) 輸送の実施 県は、県があらかじめ定める<u>避難行動要支援者</u>等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。 (イ) 輸送の手続 県は、市の状況に基づき、<u>避難行動要支援者</u>等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。</p>	<p>て供給する。</p> <p>避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せず、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。</p> <p>このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。</p> <p>この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 輸送 ア～カ 略 キ 輸送に関する計画 ア) ～ (イ) 略 ウ) 避難実施要領 米子市及び境港市は、県、警察等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。 作成に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。避難指示が発出された場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し、使用する。</p> <p>ケ <u>要配慮者</u>等の輸送 (ア) 輸送の実施 県は、県があらかじめ定める<u>要配慮者</u>等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。 (イ) 輸送の手続 県は、市の状況に基づき、<u>要配慮者</u>等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。 市は、輸送対象者を<u>要配慮者</u>等の輸送に係る基準により、医師の意</p>	
--	---	--

市は、輸送対象者を避難行動要支援者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、要配慮避難行動要支援者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

コ～サ 略

(3) 避難退域時検査

ア～イ 略

ウ 検査手順

避難退域時検査は国が作成する「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、概ね次の手順により実施する。なお、検査にあたっては、外国人や高齢者、障がい者等の要配慮者の不安を払拭するため、多言語標記やイラスト、平易な文章を用いた検査方法等の説明資料を用いて実施する。

①～④ 略

エ 略

オ 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理等

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行うとともに、関係機関と連携し、資機材を迅速に輸送・展開するための体制を整備する。

カ 略

キ 避難退域時検査会場

名 称	住 所
東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560
中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲1022-5
名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 247-1
伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原1006-3
江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎62
倉吉市関金農林漁場者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿1560-18
旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205
<u>大山パーキングエリア</u>	<u>西伯郡伯耆町久古1379</u>

※大山パーキングエリアは島根県と共同で開設・運営するものとする。

ク 避難先地域に関する避難退域時検査会場

名 称	住 所
布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1

見を聞くなどして決定し、要配慮避難行動要支援者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

コ～サ 略

(3) 避難退域時検査

ア～イ 略

ウ 検査手順

①～④ 略

エ 略

オ 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行う。

カ 略

キ 避難退域時検査会場

名 称	住 所
東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560
中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲1022-5
名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 247-1
伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原1006-3
江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎62
倉吉市関金農林漁場者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿1560-18
旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205
<u>(新設)</u>	

ク 避難先地域に関する避難退域時検査会場

名 称	住 所
布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成31年3月11日

鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5	鳥取空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5
倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2	倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2
鳥取市保健所	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取保健所 (H30.4～鳥取市保健所)	鳥取市江津 730
倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2	倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2
米子保健所	米子市東福原 1 丁目 1-45	米子保健所	米子市東福原 1 丁目 1-45
<p>(4) 医療の提供</p> <p>ア 略</p> <p>イ 治療、搬送</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 医療機関への搬送</p> <p>被ばく傷病者等の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>オ 医療の確保</p> <p>(ア) 県は、保健医療福祉対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>カ～キ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 避難所</p> <p>ア 避難施設の指定</p> <p>(ア) 避難所</p> <p>県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。</p> <p>指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。</p> <p>県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備するとともに、避難先地域の住民に対して、避難者の受入等に関する周知に努めるものとする。</p> <p><u>なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合には、県は避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行う。</u></p>	<p>(4) 医療の提供</p> <p>ア 略</p> <p>イ 治療、搬送</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 医療機関への搬送</p> <p>被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>オ 医療の確保</p> <p>(ア) 県は、医療救護対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>カ～キ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 避難所</p> <p>ア 避難施設の指定</p> <p>(ア) 避難所</p> <p>県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。</p> <p>指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。</p> <p>県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備する。</p>		

<p>(イ)～(ウ) 略</p> <p>イ 避難施設の開設運営 (ア)～(ウ) 略 (エ) 健康管理 避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設する。 <u>また、県は必要に応じて、避難所等に移動式ホールボディカウンタ車を派遣し、避難者の内部被ばく線量の把握を行う。</u></p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 福祉避難所の設置 避難先市町村は、<u>避難行動要支援者</u>等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 広報・情報伝達 ア 方針 (略) なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を前提として表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。 <u>また、チラシや掲示物等を作成する際は、イラストの使用や、大きな文字かつ平易な文章を心がけるなど、高齢者等の要配慮避難行動要支援者にも情報が伝わるよう留意するものとする。</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>(13) 問い合わせ窓口の開設 ア 略</p> <p>イ 実施要領 ・専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。 <u>また、相談窓口は機動的に拡充していく。</u> (以下略)</p>	<p>(イ)～(ウ) 略</p> <p>イ 避難施設の開設運営 (ア)～(ウ) 略 (エ) 健康管理 避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 福祉避難所の設置 避難先市町村は、<u>要配慮者</u>等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 広報・情報伝達 ア 方針 (略) なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を前提として表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。</p> <p>(13) 問い合わせ窓口の開設 ア 略</p> <p>イ 実施要領 ・専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。 (以下略)</p>	
---	---	--

<p>ウ 相談窓口の種類 (ア)～(キ) 略 (ク) 経営・労働 <u>(被災企業への援助・助成措置、就労支援 等)</u> (ケ)～(コ) 略 (カ) 健康 <u>(心身の健康)</u> (シ) 育児・母乳 (ス) ボランティア (セ) 行方不明者 (ソ) 安否情報の問い合わせ</p> <p>(14)～(15) 略</p> <p>(16)安全管理 ア 略 イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理 県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（予防服用））を整備するとともに、<u>避難退域時検査会場近傍に中継ポイント（資機材の配布場所）を設ける等、あらかじめ定めた方法により運送事業者への配布体制を整備し、運送事業者に周知するものとするを行う。</u> また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。</p> <p>5 避難実施体制 (1)危機管理体制 ア 災害警戒本部 <u>電力事業者</u>より、警戒事態発生時の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。 イ 災害対策本部の設置等 (ア) 略 (イ) 災害対策本部の下部組織等の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。 県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。 <u>保健医療福祉対策本部及び避難行動要支援者避難支援センター</u>を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。</p>	<p>ウ 相談窓口の種類 (ア)～(キ) 略 (ク) 経営・労働 (ケ)～(コ) 略 (カ) 健康や育児・母乳 (シ) ボランティア (ス) 行方不明者 (セ) 安否情報の問い合わせ</p> <p>(14)～(15) 略</p> <p>(16)安全管理 ア 略 イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理 県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（予防服用））を整備するとともに、<u>あらかじめ定めた方法により運送事業者に配布を行う。</u> また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。</p> <p>5 避難実施体制 (1)危機管理体制 ア 災害警戒本部 <u>島根原子力発電所</u>より、警戒事態発生時の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。 イ 災害対策本部の設置等 (ア) 略 (イ) 災害対策本部の下部組織等の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。 県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。 <u>医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部</u>を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。</p>	
--	---	--

<p>モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（原子力環境センター）に設置する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 原子力災害合同対策協議会 OFCに<u>国</u>の原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>オ OFCへの要員派遣 (7)方針 <u>警戒施設敷地緊急事態が発生した場合、県はOFCに統轄監を含めた要員を派遣する。また、県の災害対策本部の設置にあわせて、統轄監をOFCに派遣する。</u> <u>また、OFC内の鳥取県ブースに連絡員を派遣し、県災害対策本部とOFCとの連絡調整等を行う。</u> <u>なお、警戒事態が発生した場合等においても、国の原子力防災専門官等からOFCの立ち上げに係る要員の派遣要請等があった場合は対応するものとする。</u></p> <p>(イ) 統轄監 統轄監は、原子力災害合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参集機関との防災対策の協議および総合調整を行う。 このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する<u>とともに</u>、統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。 統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>カ 略 (2) 略</p>	<p>モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（原子力環境センター）に設置する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 原子力災害合同対策協議会 OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>オ OFCへの要員派遣 (7)方針 <u>警戒事態が発生した場合、OFCに要員を派遣する。また、県の災害対策本部の設置にあわせて、統轄監をOFCに派遣する。</u></p> <p>(イ) 統轄監 統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。 このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。<u>統轄監は</u>、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。 統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>カ 略 (2) 略</p>	
---	--	--